

概 要

名称 「ささやま めばえ保育園」
ぱちんこ「でるで」企業所内保育所

住所 〒669-2343
兵庫県篠山市風深 225 番地

T E L 0 7 9 - 5 5 4 - 1 7 7 2

F A X 0 7 9 - 5 5 4 - 1 7 7 3

責任者 【園長、調理師】朴 良華（ぱくりゃんふぁ）

職員体制 園長、副園長、保育士、調理師ほか

園児 8 名 （6 ヶ月～5 歳）、1 月 1 日現在

開園日 平成 30 年 3 月 20 日（フ・レ・オ・フ・ン）

月、火、水、金、土

開園時間 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

通園方法 保護者の送迎

ならし保育 一週間程度

めばえ保育園での一日

開園 9 : 00

順次登園

自由遊び

お散歩 10 : 30～

昼食 11 : 30～12 : 30

お昼寝 13 : 00～15 : 00

おやつ 15 : 00～15 : 30

降園 16 : 00～順次

閉園 17 : 00

大切にしていること

保育園は子どもたちにとって日常生活の場です。安全を確保すると同時に、心の緊張を取りはらい、自然体で安心して過ごせる場所でありたいと考えています。

できる限り大人の管理を少なくし、子どもの意欲を育みたいと考えています。

喜び、悲しみ、くやしさを共感し合える仲間や信頼できる大人たちに囲まれて過ごす毎日を積み重ねながら、いきぎと育ってくれることを願っています。

少人数であるからこそできる、子ども一人一人との心の行き交いを意識した保育をしていきます。

「ひと」として育つために保育で大切にしている三つの柱

① 自己表現の力を養います。(子どもの体験で大事にしたいこと)

“やりたくない”という気持ちを押さえ込まず、やりたくない気持ちも素直に表現できるように手助けします。子ども同士のトラブルは必要不可欠な体験とし、すぐには止めず、結果的に手が出る場合などにおいても、手出しだけでは相手には自分の思いはわかってもらえないことの体感を通して言葉で伝えることにつなげる機会にします。トラブルを通して自分の気持ちを表現することで自分を知り、相手の気持ちに気づけるようにします。トラブルの中で、大人がすぐに答えを出すのではなく、子どもに問いかけ考えさせる機会にします。

② 一人一人の個性を大切にします。(職員、保護者が心がけること)

年齢別の成長の特徴を理解し、子どもの個性を見極め理解することに努めます。子どもが引き起こす問題行動にはどんな子どもの思いや、背景があるのか探り、子ども理解を深めるように努力します。

③ 人間関係作りを重視します。(子ども、保護者、職員ともに体験すること)

子どもの自発的な遊びを大切にし、自分を認め、相手を認められる人間関係の土台作りを重視します。

【保育士と子ども】…子どもが安心感をもてるように関わり、自己表現できるように共感し、受け止め、理解しながら関係を深めます。時には保育士の気持ちを正直に伝え、子どもに保育士の心を理解してもらうようにします。

【保護者と保護者】…子育ての悩みに限らず、しんどいことなど何でも言える、困った時に助け合え卒園後も継続できる関係を作るお手伝いをします。

【保育士と保育士】…ささやまめばえ保育園の職員としての自覚（保育園に求められている使命）を持ちます。人の失敗やトラブルなどを、自分のこととして捉え責任追及に終らず共に考え補い合い次に活かしていきます。職員会議では自分の思いや考えを表明します。

【保護者と保育士】…共同の精神をモットーに、支えあい、認めあえる関係を作っていきます。それぞれの立場を理解し保護者、保育士の思いを出し合う場（各種の懇談会）を活用し子どもにとって最善のことは何かを考えあいます。

ささやま めばえ保育園

料金表

<< 保育利用 >>

0 歳～5 歳	1 0 0 0 0 円／月	定期利用月額
0 歳～5 歳	1 0 0 0 円／日	定期利用日額

<<一時預かり>>

0 歳～5 歳	3 0 0 円／1 時間
---------	--------------

※定期利用(月額)の第2子は5000円／月とする。

〔利用者負担保育料〕

株式会社グーダールターおよび株式会社大仙の従業員は、翌月10日

払いの給与天引き収納

上記以外は 前月25日請求、1日収納

感染症・当園停止基準

・感染症にかかった場合は、集団発生をさけるため医師の指示に従って当園して下さい。また、当園する際は、必ず当園許可証明書（保護者記入）を園に提出してください。

対象疾病（潜伏期間・日）	当園停止期間の基準
・インフルエンザ（1～4）	・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
・百日咳（5～12）	・特有の咳が消失するまで、または適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・麻疹（8～12）	・解熱した後3日を経過するまで
・流行性耳下腺炎（12～25）	・耳下腺の腫脹発現後5日を経過するまで
・風疹（14～23）	・発疹が消失するまで
・水疱（10～21）	・すべての発疹がかさぶたになるまで
・咽頭結膜熱（2～14）	・主要症状が消退した後2日を経過伝染のおそれなくなるまで
・結核	"
・〇－157（1～8）	"
・流行性角結膜炎（2～14）	"
・急性出血性結膜炎（1～3）	"
・感染性胃腸炎（1～3）	"
・その他の伝染病	"

上記疾病と診断された場合は必ず医師の指示に基づき当園して下さい。

※状況によっては当園停止などの措置が必要になりうる感染症

溶連菌感染症、RSウイルス、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ（夏風邪の一種）、マイコプラズマ感染症、伝染性膿か疹（とびひ、アタマジラミ、単純ヘルペス、伝染性軟属腫、ミズイボ）等

＝＝＝＝＝感染症ガイドライン＝＝＝＝＝

当園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・24 時間以内に解熱剤を使用している ・24 時間以内に 38℃以上の熱がでていた ※1 歳以下の乳児の場合（上記にプラスして）平熱より 1℃以上高いとき（38℃以上あるとき）	・前日 38℃を超える熱が出ていない ・熱が 37.5℃以下で元気があり祈願がよい顔色がよい ・食欲や水分が摂れている ・発熱を伴う発疹が出ていない ・排尿の回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24 時間以内に解熱剤を使っていない ・24 時間以内に 38℃以上の熱は出ていない

当園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ・食事やすいぶんを摂ると下痢がある（1 日に 4 回以上の下痢） ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・朝、排便がない	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に 2 回以上の水様便がない ・食事、水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない ・排尿がある

当園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分もほしがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪く、ぐったりしている	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分摂取ができ食欲がある ・機嫌がよく元気である ・顔色が良い

当園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・前日に発熱がなくても夜間しばしばの咳のために起きる。 ・喘鳴や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・37.5℃以上の熱を伴っている ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れない ・少し動いただけで咳がでる	・前日 38℃を超える熱はでていない ・喘鳴や呼吸困難がない ・続く咳がない ・呼吸が速くない ・37.5℃以上の熱を伴っていない ・機嫌がよく、元気がある ・朝食や水分が摂れている

当園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・発熱とともに発疹のあるとき ・今までになかった発疹が出て、感染性が疑われ、医師より登園控えるよう指示されたとき ・口内炎のため食事や水分が摂れないとき ・とびひ	・診断の結果、感染のおそれがないと診断されたとき

*発熱については、あくまでも目安であり個々の平熱に応じて個別に判断する。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度への加入
について

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの 「学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の誤下又は虫入による皮膚病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病」	医療費 医療費給付の確定に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により保険料が異なる)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ※入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上掲の疾病が告げた(因)に続いた障害(その程度により第1級から第14級に区分される)	障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学(園)中の災害の場合1,885万円～41万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上掲の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円(通学(園)中の場合1,400万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800万円(通学(園)中の場合1,400万円)
	突然死 運動などの行為と無関係の突然死	死亡見舞金 1,400万円(通学(園)中の場合も同額)

また、当社は「一般社団法人 日本事業所内保育団体連合会の賠償責任保険」にも加入しております。

補償内容			
特約の種類	保険金額		
施設所有者	●身体賠償 1名1億円 1事故5億円限度 ●財物賠償 1事故1000万円 ※身体賠償・財物賠償それぞれ自己負担額1万円		
生産物	●身体賠償 1億円 1事故および保険期間中5億円限度 ※自己負担額1万円		
見舞費用	傷害	お支払基準	保険金額
	死亡/後遺障害		50万円
	入院見舞費用保険金(1名につき)	入院期間が31日以上	5万円
		入院期間が15日以上30日以内のとき	3万円
		入院期間が8日以上14日以内のとき	1.5万円
		入院期間が7日以内のとき	1万円
	通院見舞費用保険金(1名につき)	通院日数が31日以上	3万円
		通院日数が15日以上30日以内のとき	1万円
		通院日数が8日以上14日以内のとき	5千円
		通院日数が7日以内のとき	3千円